

寄付金に対する税の減免措置について

本校に対する教育振興募金としての寄付金は、税の減免措置が受けられます。
「寄付金領収書」を寄付していただいた翌年の確定申告期間に、所轄税務署に確定申告して所得税の還付請求をしてください。

1) 個人の場合 税額控除と所得税控除のどちらか一方の減免措置が受けられます。

◎税額控除

$$\frac{(\text{年間寄付金合計額} - 2,000 \text{円})}{\text{※1}} \times 40\% = \text{控除対象額} \quad \text{この金額が所得税から控除されます}$$

◎所得控除

$$\frac{(\text{年間寄付金合計額} - 2,000 \text{円})}{\text{※1}} = \text{寄付金控除額} \quad \text{この金額が課税所得金額から控除されます}$$

※1 総所得金額の40%が上限 ※2 所得税額の25%が上限

2) 法人の場合

◎受配者指定寄付金

- ①日本私立学校振興・共済事業団を通じて寄付者が指定した学校法人に寄付していただく制度で、寄付金の全額が当該事業年度の損金に算入できます。
- ②寄付申込書をお送りいたしますので、本校事務室までご連絡ください。
- ③寄付金領収書は事業団が入金を確認後に発行し、本校に到着次第お送りしますので3~4週間かかります。ご了承ください。

◎特定寄付金

- ①特定公益増進法人への寄付金に係る優遇措置を受けることができます。
- ②(資本金×0.375% + 当該年度所得×6.25%) × 1/2 を一般の寄付金とは別枠で損金計上可能です。
- ③裏面に『特定公益増進法人証明書(写)』が印刷された領収書を1~2週間でお送りします。

【お問い合わせ】

学校法人三田学園 事務室 TEL.079-564-2291 FAX.079-564-3130